

南アルプスを未来につなぐ会会則

(名称)

第1条 この会は、南アルプスを未来につなぐ会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、生態系保全と利活用の調和を目的としたユネスコエコパークであり世界の宝である南アルプスが持つ、自然の希少性と貴重性についての理解を深め、地域の自然資源を活用した持続可能な発展を目指す取組を未来へつなぐことへの共鳴・共感・行動の輪を広げることにより、南アルプスの自然環境をより良い形で未来につないでいくことに貢献することを目的とする。

(取組)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 南アルプスの現状と課題について情報を発信する取組
- (2) 南アルプスの自然環境の保全や利活用に関する課題を共有し解決するための取組
- (3) 南アルプスの保全活動や利活用の活動に参加する人々の交流を促進し、ネットワークを構築するための取組
- (4) 南アルプスが持つ魅力を見つけ、高め、発信、利活用する取組
- (5) 南アルプスの学術研究を推進し、成果を共有・普及する取組
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な取組

(会員)

第4条 本会の会員は、南アルプスに関心を持ち、調査研究、保全活動、情報発信、利活用、寄附等による支援などに取り組む個人及び団体、並びに、本会の活動を応援する個人及び団体により構成する。

(入会)

第5条 本会に入会を希望する者（以下「申込者」という。）は、所定の「入会申込書」を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 申込者は、入会の承認の通知を受けた日を持って会員としての資格を有する。

(退会)

第6条 退会を希望する会員は、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員である法人等が解散したとき又は会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

(役員の種類及び選任)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 10名以上 30名以内

- 2 役員は、総会において選任する。ただし、設立時は、発起人による設立総会において選任する。
- 3 会長は理事の互選により定める。
- 4 副会長は会長が指名する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 会長、副会長及び理事は、理事会を構成し、理事は会務を処理する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることが出来る。

(顧問)

第10条 本会に、顧問を置くことが出来る。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項に関し会長からの依頼を受けた場合に、これに助言する他、提言を行う。

(会議)

第11条 本会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会)

第12条 総会は、会長、副会長、理事及び顧問(以下、役員等という。)並びに会員で構成し、年一回を定例として会長が召集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時総会を開くことが出来る。

- 2 総会は、この会則に別に定めるもののほか、会長が必要と認めた事項を審議、議決する。
- 3 総会の議長は、会長が務める。
- 4 総会は、役員等の半数以上が出席(WEB参加を含む。)しなければ、開くことは出来ない。
- 5 総会に出席出来ない役員等及び会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、前項の規定の適用については、これを出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席役員等及び出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(理事会)

第13条 理事会は、会長、副会長及び理事で構成し、会長が召集する。

- 2 理事会の議長は、会長が務める。
- 3 理事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を決定する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

2 事務局は、静岡県くらし・環境部環境局自然保護課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(解散)

第15条 本会は、総会の議決により解散する。

(補足)

第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 本会則は、令和3年7月14日から施行する。